

平成27年度 第2回山梨県障害者施策推進協議会 会議録要旨

- 1 日 時 平成28年2月2日(火)午前10時30分～午後12時10分
- 2 場 所 山梨県立図書館 多目的ホール
- 3 出席者
(委員)
倉嶋清次、小林千尋、柳田正明、竹内正直、志村隆司、有田明美、望月雄三、
佐久間史郎、小澤秋恵、浅川よし子

(県側等)
福祉保健次長、障害福祉課長、障害福祉課総括課長補佐、教育庁総務課、警察本
部警務課

(事務局)障害福祉課
企画推進担当(5人)、自立支援担当(1人)、地域生活支援担当(1人)、
心の健康担当(1人)
- 4 傍聴者等の数 1人
- 5 会議次第
(1)開会
(2)福祉保健部次長あいさつ
(3)会長あいさつ
(4)議事
・山梨県障害者幸住条例改正に伴う「やまなし障害者プラン2015」の見直しに
ついて
(5)報告
・障害者差別解消法に基づく山梨県職員対応要領について
(6)その他
- 6 会議に付した議題
・山梨県障害者幸住条例改正に伴う「やまなし障害者プラン2015」の見直しに
ついて
- 7 議事の概要
(1)議題「山梨県障害者幸住条例改正に伴う「やまなし障害者プラン2015」の見
直しについて」
資料により、事務局から説明した後、次のとおり意見交換を行った。

(議長)

ただいま、事務局より条例改正に伴うプランの見直しについて説明がありました。追加される施策、数値目標について、何かご意見はありますか。

(委員)

幸住条例が改正されたということで、数値目標で「子どもの頃からの障害の特性や障害者への配慮方法の学習」が追加され、これは重要でいいのですが、この数値目標が具体的にはDVDを作るということで、障害者疑似体験ということで車いすやシニア体験がありますが、あれだけやったのだけでは差別の助長でしかないです。つらいこと、たいへんなことを学ぶだけで終わる。それを超えたような福祉教育をどこまでしていくのか検討されるのか気になっています。ましてやDVDということで一定の枠組みを提示してしまうことが気になります。

次は職員対応の話で、障害者差別解消法自体も作りましたが、まだ合理的配慮の内容で対処できるかなと、これから検討をさらに重ねていく必要があると思います。

そこを象徴するのは不当な取扱いという国の法律の解釈、取扱いといった文言について、差別解消法という法律があると言えども、もっと検討していく必要があると思います。法律があって行政があるのですが、行政はそれを超えるような、特に国の法律については飛び越えたような議論をと思っています。

3点目は、せっかく作ったのですから、支援員の方々の設置の数値目標も必要になるのかなと思います。

(議長)

事務局はどうですか。

(事務局)

ありがとうございます。まず教育の分野ですが、障害に対する理解を深める活動についてですが、その方法論はプランの中にも既に「福祉教育の推進」のところで、体験的活動や障害がある人との交流活動等や先ほどの車いす体験等、いろんな障害に対する理解を深める方法はいろいろあると思います。山梨県教育委員会では昔から福祉教育の推進の中で福祉講話という、障害がある方を招いて講話をしていただくということなどして、様々な方法で取り組んでいます。

教育委員会でも普通の学校の中に特別支援学級が置かれていて、障害がある子ども達に対する理解が重要だ、大切だという認識もあるようです。そうした様々な障害について、その特性を分かりやすく紹介をして、そうした子ども達への配慮の方法などについてDVD化して、提供して、できるだけ多くの学校に使っていただきたい。実際現場では学校長の判断となるのですが、教育委員会ではDVDの活用について積極的

にさせていただくこととしています。

委員の2つ目、3つ目のご確認につきまして説明します。2つ目の言葉づかいについて、昨年委員には条例改正委員会でも委員になっていただきまして、言葉づかい等についてご助言をいただいています。その中で不当な差別、取扱い。取扱いということと一般的に物と近いようなイメージを持たれるということは従前からあったことでございます。障害の害の字も、もしかしたら漢字の害でいいのかということも耳に入っているかもしれません。これにつきましては、国でもいろいろと研究をしているようです。県も今回、こういったところで対応できなかったのですが、先ほど、私からの説明で、本県の条例はたいへん珍しい、3年後の見直しと話しました。法令担当と協議する際に、これを入れることに苦労しましたと話しました。これを入れましたのは、委員からも話がありましたように、時代によって言葉使いや言葉の意味が変わって参ります。そうしたことをとらえまして要所要所で見直していこう。言葉づかいにつきましても、3年を目処に見直していこうと、少し長いスパンかもしれませんが、見直していこうかと考えております。

3つ目の相談員の人数についてですが、地域相談員については市町村に今からご協力いただきまして、その地域で障害者差別解消に係る相談員にふさわしい方を任命していただきまして、そういった方々にご協力いただきたいと考えております。市町村担当者には説明してあるのですが、どのくらいの人数がこの市町村にはいるのか、市町村と連携を取りまして、なるべく多くの方になってもらいたいのですが、そういうことを市町村と探り合って、検討を進めて行きたいと思っております。

(議長)

よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(議長)

他にございますか。

本日、残念なことは、視覚障害者、聴覚障害者、肢体障害者の3名の障害当事者の委員が体調不良で欠席していますので、直にお話を伺えないので、できれば後日事務局で話をお聞き取りいただき、しっかりしたものにしたいと思っております。

他にご意見はありますか。

(委員)

今回初めて、この会合に参加しました。資料も初めて見て、たいへん興味深く見ました。

今回は改正ということですが、全体をぱっと見た感想をお話しします。

実は私も内臓系の障害を、私の女房は肢体不自由の障害をもっています。女房の外

出には大変苦労しています。

普段、こういうのを見てつくづく思うのは、戦略的に考えられているかということです。戦略的の逆は私は総花的ではないかと思っています。

総花的であっても、しっかりここが肝というところは押さえていただきたい。そんな感じを持っております。

特に数値目標ですが、最近、何のプランを作成するにしても、数値目標が当たりまえのようになってきました。この数値目標こそ戦略的な、しっかりたてないといけないというように思います。

私も職員に言いましたが、自分でやりやすそうな数値目標を立てて、それでできましたというのはつもりだろうと。

是非、数値目標についてはしっかりしたものにしてほしいです。

うちの女房と街に出ますとバリアフリー化が一番気になります。私にはノンステップバスもリフトタクシーもいいですが、膨大な公共施設、商業施設を全部把握するわけにはいきませんが、大きな肝ということで考えていかなければいけないと思います。

私の市役所はエレベーターも付いていないようなところもあるので、大々的なことは言えないのですが。

もう1つ、仕事について、障害を持った方が、ただ単に労働局からの数字で問題が減ったということではなく、もっと公の世界で就業の場を通じてというような取り組みをしていくのか。

障害を持った人も障害を持った人なりにしっかり自立できるように、そういう取り組みを大事にしていきたい。

感想ですのでお答えはいりません。

(議長)

ありがとうございました。

先ほど、相談員の設置について数値目標を置くのはどうかという意見があったと思うのですが、どうでしょうか。

(事務局)

プラン3年間の1年目が終わろうとしていますが、次回にご意見を活かしていきたいと考えております。

数値目標を立てるのはなかなか難しいことがありまして、27市町村全部にまず置きたいというのが我々の考え方にあります。実際にはどういう方々がふさわしいのか、市町村の方々に推薦していただいてからというスキームになっていまして、100とか200とか置きたいのですが、今回は見送らざるをえなかったというところです。

(議長)

他にご意見はありますか。

(委員)

1つは、こうした障害者の施策に関わることについては、当事者を必ず入れていただきたいです。これは権利条約が制定された時に当事者を加えるとされています。

もう1つは地域相談員の件ですが、できるだけ早く全ての市町村に設置していただきたい。私たち団体でもそのことをモットーに議論させていただいています。

数値目標というのは、いろいろな問題があり、難しい側面があると思うのですが、それを10%から20%、30%とするにはどうすればいいのか、というところをよく議論していかなければいけないところだと思います。

最後に就労の問題ですが、2%以上になった事業所を評価して、心のバリアフリー事業所として、表彰、顕彰していくということですが、50名以上のところで、できているところと、できていないところ、それがすすんでいるところはと言う点がよかったのか、すすんでいないところは何が原因なのか、そのところを労働局等と協力して、連携してやっていただきたいです。

(議長)事務局から何かありますか。

(事務局)

就労のことについて2月議会で同じような質問が出されようとしています。法定雇用率を進めて行くにはモデル的な企業をどんどん外へ出して、こういう事例、こういうことをしているとPRが必要ではないかということを受けまして、やっていかなければならないと思っています。もうしばらくお待ちいただければと思います。

地域相談員につきましては、4月に向けて市町村担当者説明会を行いましたので、まず推薦をいただいて第1次の地域相談員を全市町村に行き渡らせまして、その後どういう風に、研修等を増やす中で相談員を増やししていけるか手段を考えていきたいと思っています。

欠席された障害当事者の委員につきましては、別途説明させていただいて、意見を伺いたいと思います。

(議長)

ありがとうございました。他にありますか

(委員)

就労の成果を計る時に、何人就労したかという数値が行政的にも判断の材料になってしまうのですが、これは大きな間違いを招くことになる。何人就職したかの背景には、何人辞めたか、あと就職率を上げるために辞めたり、また就職したりを繰り返される、翻弄されるご本人さんがいます。就労支援の質を問うような数値あり、ご本人が満足しているかの数値を把握しないと本当の意味での就労支援にならないです。そ

うという印象を受けました。

(事務局)

就労定着の話ですが、これも議会から何回か質問が出されていて、特に発達障害をおもちの障害者の方を中心に1年持たないという話がたくさんあるとうかがっておりまして、施策的には企業と障害者をつなぐジョブコーチという制度がありますが、ジョブコーチの資質をもう少しあげるといいますか、障害の特性に応じた支援をできるような形で評価をしていくことを考えております。従いまして、委員もおっしゃるように数値目標に法定雇用率の達成もあります、一方で何百人も辞めている実体もありますので、その部分を次のプランには上げていくことも必要なことと思います。肝に銘じて考えていきたいと思えます。

(議長)

他の委員はどうですか。

(委員)

防災に関してですが、一般の地域での防災マップはあるのですが、障害者が災害の時に具体的にどこに避難したら快く受け入れてもらえるのかという情報がほしいです。障害者向けの防災マップは具体的には県か各市町村であるのですか。時々アンケートであなたは防災に対して、どういう計画を持っていますかというアンケートがくるのですが、全く私は情報を持っていないので、自閉症や発達障害の子どもを持つ家庭は一般の体育館には避難できる状況にないです。この地域では障害を持っている方はこの特別支援学校・支援学級に行けば、ある程度障害を理解された人がいて、受け入れてもらえますよという情報をいただきたいです。

(事務局)

災害対策基本法がありまして、災害時の要支援者、障害者、介護認定を受けている高齢者等そういった方々の名簿の作成を市町村で必ずしなさいということになっていまして、それを市町村で今作成が進められていまして、ほぼできているところもあると思えます。

それを地域の民生委員や消防団に情報提供して災害発生に備えることが必要になってくると思えますが、そうした地域の自主防災組織等に情報提供して、個別の避難計画、どこへ避難すればいいのかというもの作りましょうということを進めているところです。

ただ、自主防災組織に名簿を渡すのは障害者の同意が必要です。名簿の作成は市町村で、手帳取得者、要介護認定を把握しているのです、名簿の作成はできますが、それを民生委員や消防団にお渡しするのは、ご本人の同意が必要になります。同意していただければ、そうした人たちの個別の計画を作って、避難する時に普通の体育館では無理な方のために福祉避難所の設置を進めています。県も協力して、市町村が確保するように努力していますので、災害対策基本法改正されて、その取り組みが本格的に

進められているところです。そんな方向で進められているということでご了解ください。

(議長) いろいろご意見がでましてありがとうございます。

(委員)

福祉のまちづくりというところで説明があったのですが、特定施設というところでいくつかお伺いします。そういうところでのバリアフリー化ということですが、どういうところに作成して、どういうふうに効力を持つのですか。どういうふうにならぬのところが受け止め、どういうような目標を立て、どういうような効力を持つのですか。

DVDによる子ども達の教育というのがありましたが、特定施設の中に学校というのが、例えば階段を障害のある子どもの車いすをみんなで持ち上げたというような、よく背景が浮かぶのですが、特定施設の中に、例えば一般学校に支援学級がありますが、そういうのは入らないのかなというのが疑問です。

(事務局)

福祉のまちづくりは、大勢のいろいろな人が使う建物はバリアフリーにしていくというのが基本的な考えです。

1つは効力ですが、特定施設を新設、改築、増築、こういった時には条例上、こういったバリアフリーをしますと市町村に届け出る仕組みになっています。例えば建築主が飲食店を新築しようとする場合はこういうバリアフリーの内容で建てますよと市町村に出します。市町村の担当者は図面を見て、県の条例で定めたバリアフリーの基準に適合していることを確認します。それをするによって、この建物は確かに県のバリアフリーの基準を満たしていますという適合証を渡すことで効力を出しています。

もう1つ、学校ですが、改正前の旧条例は学校や老人ホーム、病院等も特定施設に入っていたのですが、学校や病院等につきましては、国の法律であるバリアフリー新法に定まっていますので、病院や学校は新しく建てる時は法律で見るので、条例からは除いています。

繰り返しですが、この条例の精神は大勢の方が使う建物は全てバリアフリーにするという考えが根底にあります。

病院や学校はバリアフリー新法、法定以外が条例という住み分けで考えていただければと思います。

(議長)

いくつか意見が出ましたが、これを踏まえて、最終案としてさせていただきますが、ご了承いただけますか。

ありがとうございます。以上で議事は終わりますが、今回参加されている皆様の自

己紹介がまだでしたので、各自お願いします。

委員、事務局が自己紹介をした。

(議長)

ありがとうございました。以上をもって議事を終了します。

8 報告の概要

(1) 報告「障害者差別解消法に基づく山梨県職員対応要領について」

資料により、事務局(知事部局、教育委員会、警察本部)から説明した後、次のとおり意見交換を行った。

(委員)

特段、意見はなく、確認したいのですが、要領の策定にあたり、協議会の意見を聴かなければいけないというルールがあるのですか。

(司会)

この協議会の意見を聴かなければならないというわけではなく、障害の当事者や関係者の意見を聴くということになっていまして、この協議会には障害当事者や関係者の委員の方がいらっしゃいますので、この場をお借りして、意見をお聞きしました。

(委員)

報告ということなので、聞き置くことだけでいいのかなと思ったのですが、意見を聞くというならば議事に入れて、会長に意見集約をお願いすることが筋かなと思いました。老婆心ながら発言させていただきました。

(司会)

その他いかがでしょうか。無いようならば報告を終わりとさせていただきます。